

別表

規則第13条の2第2項で定める措置	東京都建築物環境配慮指針別表第1（住宅用途）				マンション環境性能表示	
	分野	区分	細区分	建築物評価基準の段階	項目名	評価及び表示方法
建築物の熱負荷の低減	エネルギーの使用の合理化	建築物の熱負荷の低減	建築物外皮の熱負荷抑制	3	建物の断熱性	★★★
				2		★★☆
				1		★☆☆
設備のエネルギーの使用の合理化		省エネルギーシステム	設備システムの高効率化	3	設備の省エネ性	★★★
				2		★★☆
				1		★☆☆
再生可能エネルギーの利用		再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの変換利用	3	再エネ設備・電気	建築物評価基準の各細区分の段階1を1点、段階2を2点、段階3を3点とし、その合計点にしたがって次のとおりとする。ただし、再生可能エネルギーの変換利用の細区分に係る建築物評価基準を適用しない場合は当該細区分について1点とする。 4点以上の場合には★★★ 3点の場合には★★☆ 2点以下の場合には★☆☆
				2		
				1		
		再生可能エネルギー電気の受入れ	3			
			2			
			1			
建築物の長寿命化	資源の適正利用	長寿命化等	維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保	3	維持管理・劣化対策	建築物評価基準の各細区分の段階1を1点、段階2を2点、段階3を3点とし、その合計点にしたがって次のとおりとする。 4点以上の場合には★★★ 3点の場合には★★☆ 2点以下の場合には★☆☆
				2		
				1		
		躯体の劣化対策	3			
			2			
			1			
緑化	自然環境の保全	緑化	緑の量の確保	3	みどり	建築物評価基準の各細区分の段階1を1点、段階2を2点、段階3を3点とし、その合計点にしたがって次のとおりとする。 5点以上の場合には★★★ 4点の場合には★★☆ 3点以下の場合には★☆☆
				2		
				1		
		高木等による緑化	3			
			2			
			1			